

改訂一覧（概要編）

I 人事

第1 地方公務員

4 会計年度任用職員

(2) 任免・給与 P 9

(改訂内容)

- ・②中「なお、パートタイム会計年度任用職員についても、期末手当を支給することができる。」を加える。
- ・②根拠規定中「自治法 203 の 2④」を加える。

第3 任用と離職

1 任用

(5) 兼職、充て職、事務従事、出向等 P 16

(改訂内容)

- ・①イの根拠規定中「国公法 103」を加える。
- ・①イの表中「収用委員会委員」に「及び予備委員」を加える。
- ・②ア中「発令」を「任命」に改める。

2 離職

(3) 失職 P 21

(改訂内容)

- ・3 教員についての特例の根拠規定中「学校教育法 9Ⅲ」に「学校教育法 9Ⅱ」を加える。

4 特別職の選任・離職等

(1) 市町村長 P 24

(改訂内容)

- ・表「兼職禁止」の項の3中「自治法 141②」を加える。

(7) 人事（公平）委員会委員 P 28

(改訂内容)

- ・表「欠格事由」の項の3中「地公法第5章」を「地公法 60～63」に改める。

(8) 農業委員会委員 P 29

(改訂内容)

- ・表「選任方法・身分取得」の項の②中「農業委員会が定めた区域を単位として、」を加える。

- ・表「離職・事由」の項の4②2)中「職務上の義務に違反し、」を加える。

(10) 固定資産評価審査委員会委員 P 3 0

(改訂内容)

- ・表「離職・事由」の項の4中「解散」を「解任」に改める。

第4 分限・懲戒

1 職員の身分保障

(2) 職員の不利益となる取扱い P 3 1

(改訂内容)

- ・表中「・ 地公法若しくは地公法 57 に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則等に違反した場合」を加える。
- ・根拠規定に「地公法 29①」を加える。

(4) その他の職員が負う責任 P 3 1

(改訂内容)

- ・根拠規定中「国賠法」を「国賠法 1、2」に改める。

2 分限処分

(2) 種類と事由 P 3 2

(改訂内容)

- ・①イ a 中「勤務実績が良くない場合」を削る。
- ・②イの根拠規定中「地公法 27②」を加える。
- ・④イの根拠規定中「地公法 28③」を「地公法 27②」に改める。
- ・[注 2] 中「(参考)」を「※」に改める。

(3) 手続と効果 P 3 4

(改訂内容)

- ・②イの根拠規定中「規則一一一四 5①」を加える。

3 懲戒処分

(1) 懲戒処分とは P 3 5

(改訂内容)

- ・注釈 5 中「地方自治法上」を「民法上又は地方自治法上」に、「行わせることは可能だが、その場合の損害賠償は」を「行わせることはできる。なお、」に、「第 243 の 2 の 2」を「第 243 の 2 (現行第 243 条の 2 の 2)」に、「によるものであること。」を「により損害賠償させることができる場合は、同法の規定によるべきものである。(当該規定の責任が及ぶ場合は民法上の責任は追及されない。)」に改める。

(2) 種類と事由 P 3 6

(改訂内容)

- ・注釈中「処分の発令形式については、」を「1 処分の発令形式については、」に、「(参

考)」を「2」に改める。

(3) 手続と効果 P 3 6

(改訂内容)

- ・④アの根拠規定中「規則一二〇 5」を加える。

第5 服務

6 職務専念義務 P 4 0

(改訂内容)

- ・②中「法律に基づく」を「週休日、」に改める。

8 争議行為等の禁止 P 4 2

(改訂内容)

- ・[注] 及びこれに関する注釈・根拠規定を削る。

10 特別職の服務 P 4 3

(改訂内容)

- ・全部を以下のように改める。
「特別職の職員には、法律に特別の定めがある場合を除き、地方公務員法は適用されないが、特別職の職員が一般職の事務取扱を兼ねているときは、一般職に属する地方公務員として同時に地方公務員法の全面的適用を受ける。
主な特別職の服務については、資料編「4 特別職の服務に関する規定」参照。」

第6 職員の利益の保護（不利益の救済）

4 不当労働行為に対する救済

(1) 不当労働行為 P 4 6

(改訂内容)

- ・①中「ただし、労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。」を加える。
- ・③中「(ただし、勤務時間中の団体交渉、組合事務所の供与等を除く。)」を「。ただし、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、かつ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。」に改める。

(2) 企業職員・単純労務職員の救済 P 4 6

(改訂内容)

- ・根拠規定中「労組法7」を「労組法7、27」に改める。

第7 地方公務員の労働基本権

1 職員の労働基本権の制限

(1) 職員の労働基本権 P 4 9

(改訂内容)

- ・根拠規定中「地公法 37」を加える。

(2) 職員の労働基本権と制限される内容 P 4 9

(改訂内容)

- ・根拠規定中「地公企法 39①」を加える。

第8 安全衛生

1 安全衛生

(1) 労働安全衛生法 P 5 6

(改訂内容)

- ・「職員の区分」の「現業」中「なし」を「66条の8の4（高度プロフェッショナル制度に係る長時間労働者に対する医師による面接指導）」に改める。
- ・[注1]の根拠規定中「労基法 9」を加える。

II 勤務時間・休日・休暇

第1 給与以外の勤務条件の決定

1 勤務条件の規定方法 P 5 6

(改訂内容)

- ・③中「企業職員（簡易水道職員を含む）」を「企業職員（簡易水道職員も準用される）」に改める。

第2 勤務時間

2 休憩時間

(3) 休憩時間の原則

(改訂内容)

- ・③表中「労基法上の適用除外」の欄に「准救急隊員」を加える。

3 勤務時間の延長（時間外勤務）

(1) 時間外勤務が可能な場合 P 5 9

(改訂内容)

- ・注2中「次の事項を盛り込むこと。」を「次の事項を定めること。」に改める。

(2) 時間外勤務・深夜勤務の制限

(改訂内容)

- ・②イ中「bの職員」を「b・cの職員」に改める。

5 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務

(1) 対象職員

(改訂内容)

- ・②中「何れかの事業を利用する子を出迎えるため赴く又」を「施設又は場所にその子を出迎えるため赴き若しくは」に改める。

第3 週休日及び休日

2 休日

(2) 具体的な休日

(改訂内容)

- ・①中「平日」を「国民の祝日ではない日」に改める。

第4 休暇

1 年次有給休暇 P 6 9

(5) 年5日以上の子年次有給休暇の確実な取得

(改訂内容)

- ・本文に「※ 違反した場合の罰則：30万円以下の罰金となる。」及び根拠規定に「労基法120条」を加える。

3 特別休暇

(改訂内容)

- ・表中⑤の後ろに新たに以下を追加し、以降「⑥～⑫」を「⑦～⑬」に改める。

⑥ 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき（出生サポート休暇）	1の年において5日（体外受精等の人事院が定める不妊治療を受ける場合にあつては、10日）の範囲内の期間
---	--

4 介護休暇

(1) 介護対象者 P 7 2

(改訂内容)

- ・根拠規定に「規則一五一一四4」及び「職職328第3⑩」を加える。

(4) 介護休暇の請求 P 7 2

(改訂内容)

- ・本文中「一括請求する。」を「一括請求しなければならない。」に改める。

第5 育児休業

1 育児休業

(1) 育児休業

(改訂内容)

- ・本文中「H29.1.1から」を削除し、「養子縁組里親に委託されている子等を加える。」を「養

子縁組里親に委託されている子等が含まれる。」に改める。

(2) 適用対象職員

(改訂内容)

- ・本文に以下を加える。
 - 「※ 「引き続き在職期間が1年以上」の要件は廃止（令和4年4月1日施行）。」
 - 「※ 「子が1歳6ヶ月に達する日までに」任期満了等の要件については、子の出生後8週間以内に育児休業を取得しようとする場合には、「子が1歳6ヶ月に達する日まで」を「子の誕生日から起算して8週間と6ヶ月を経過する日まで」に改正される予定（令和4年10月1日施行予定）。」

(4) 育児休業の回数

(改訂内容)

- ・本文中「1回限り(子の出生の日から57日間の期間内に最初の育児休業を取得した場合を除く。)」の後に「※ 所得回数制限の緩和により、原則2回の取得が可能となり、また、57日間の期間内の育児休業は最初のもの及び2回目のものが除かれる内容で改正される予定（令和4年10月1日施行予定）。」を加える。
- ・本文中「下記の場合は再度の育児休業をすることができる。」を「下記の特別な事情がある場合を除き、この限りではない。」に改める。
- ・①中「当該育児休業に係る子以外の子が死亡」を「当該育児休業に係る子以外の子が死亡した場合」に改める。

(5) 請求

(改訂内容)

- ・本文の後に「※ 子の出生後8週間以内の育児休業について2週間前までに短縮される予定（令和4年10月1日施行予定）。」を加える。

(6) 育児休業の承認 P 7 5

(改訂内容)

- ・本文中「原則として」を「当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、」に改める。

(7) 育児休業の承認の失効等 P 7 5

(改訂内容)

- ・②中「承認しようとするとき」を「承認されたとき」に改める。
- ・②根拠規定に「育休法5②」及び「育休条例5」を加える

(9) 給与

(改訂内容)

- ・②ア根拠規定に「育休法(国)8①」「規則九-四〇1Ⅶ」「規則九-四〇5②Ⅱ」を加える。
- ・②イ根拠規定に「育休法7」「育休法(国)8②」「規則九-四〇11②Ⅱ」を加える。
- ・注釈中の「1 期末手当の場合の①及び②」を「(詳細は概要編「第2 諸手当 5 期末手当 [注8] 参照)」に、「上記より」を「なお」に、「公益法人等派遣条例に基づく派遣の期間又は退職派遣者として在職した期間のうち勤務した期間」を「(詳細は「第2 諸手当 6 勤勉手当 [注6] 参照)」に改める。

(10) 職務復帰後における給与等の取扱い

(改訂内容)

- ・①中「育児休業の1/2に相当する期間」を「育児休業の期間が1月以上あったときは、その月数の1/2に相当する月数」に、「1/3に相当する期間」を「1/3に相当する月数」に「除算される」を「除算する。」に改める。
- ・②根拠規定中「育休法8 育休法(国)10」を「退手条例5④」に改める。

(11) 辞令の交付 P77

(改訂内容)

- ・本文中「交付すること」を「交付しなければならない」に改める。

(13) 勤務環境の整備に関する措置

(改訂内容)

- ・(12)の次に、新たに以下を設け、根拠規定を「規則一九〇33」とする。
「(13) 勤務環境の整備に関する措置(令和4年4月1日施行)
任命権者は育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
① 職員に対する育児休業に係る研修の実施
② 育児休業に関する相談体制の整備
③ その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置」

2 育児短時間勤務

(5) 育児短時間勤務の承認

(改訂内容)

- ・本文中「原則として」を「当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き」に改める。

(9) 退職手当

(改訂内容)

- ・本文中「期間の3分の1」を「期間のある月が1月以上あったときは、その月数の3分の1に相当する月数」に改める。
- ・根拠規定に「退手条例5④」を加える。

(10) 辞令の交付 P80

(改訂内容)

- ・本文中「交付すること」を「交付しなければならない。」に改める。

(16) 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用

(改訂内容)

- ・③アb中「調整手当」を「地域手当」に改める

3 部分休業

(2) 適用対象職員

(改訂内容)

・根拠規定中「育休条例 17」を削る。

(4) 部分休業の承認の失効等

(改訂内容)

・根拠規定中「育休条例 20」を削る。

(5) 給与の取扱い P 8 4

(改訂内容)

・③根拠規定中「通知平 19.7.31」を「給実甲 326 第 37 条関係⑫IX」に改める。

第 6 修学部分休業及び高齢者部分休業

1 修学部分休業

(1) 修学部分休業 P 8 4

(改訂内容)

・本文中「承認する制度」を「承認することができる制度」に改める。

(4) 期間及び時間の承認 P 8 4

(改訂内容)

・①中「期間中」を「期間として2年を越えない範囲内で条例で定める期間を上限として、」に改める

(10) 共済制度及び災害補償 P 8 5

(改訂内容)

・①及び②の根拠規定に「通知平 16.8.1」を加える。

2 高齢者部分休業

(1) 高齢者部分休業とは P 8 6

(改訂内容)

・本文中「当該職員の定年退職日までの一定の期間」を「当該職員が条例で定める年齢に達した日以降の日で当該申請において示した日から定年退職日までの一定の期間」に改める。

(3) 承認の要件 P 8 6

(改訂内容)

・②根拠規定に「通知平 16.8.1」を加える

(4) 期間及び時間の承認 P 8 6

(改訂内容)

・「① 期間」を次のように改める。

「① 期間 職員に係る定年退職日から5年を越えない範囲内で条例で定める期間さかのぼった日後の日で、職員が申請した日から職員に係る定年退職日までの全期間。」

第 7 自己啓発等休業

1 自己啓発等休業

(1) 自己啓発等休業とは P 8 8

(改訂内容)

- ・本文中「承認する制度」を「承認することができる制度」に改める。

(5) 期間 P 8 9

(改訂内容)

- ・本文中「条例で定めること」を「条例で定める期間」に改める。

(8) 給与の取扱い

(改訂内容)

- ・②根拠規定中「通知平 19. 7. 31、支給規則 24①Ⅷ、支給規則 25②Ⅳ」を「規則九一四〇ⅠⅩ、5②Ⅲ」に改める。
- ・③根拠規定中「通知平 19. 7. 31、支給規則 28④Ⅲ」を「規則九一四〇ⅦⅢ、11②Ⅲ」に改める。

第 8 配偶者同行休業

1 配偶者同行休業

(1) 配偶者同行休業 P 9 2

(改訂内容)

- ・本文中「承認する制度」を「承認することができる制度」に改める。

(3) 配偶者同行休業の対象となる「配偶者が外国に滞在する理由」 P 9 2

(改訂内容)

- ・根拠規定に「規則二六一〇5③」を加える。

(6) 申請

(改訂内容)

- ・根拠規定に「規則二六一〇6Ⅱ」を加える。

(8) 給与の取扱い

(改訂内容)

- ・②根拠規定中「通知平 26. 2. 21」を「規則九一四〇ⅠⅩⅢ」に改める。
- ・③根拠規定中「通知平 26. 2. 21」を「規則九一四〇ⅦⅡ、11②Ⅳ」に改める。

(9) 配偶者同行休業の失効及び承認の取消し P 9 4

(改訂内容)

- ・②根拠規定中「通知平 26. 2. 21」を削る。

Ⅲ 給与

第1 給与

1 給与

(1) 給与の区分と支給対象職員 P 97

(改訂内容)

- ・① 「議会の議員以外の者に対する」を削る。
- ・凡例中、「自治法 203」を削る。

(4) 給与請求権 P 98

(改訂内容)

- ・「注1」中、「経過措置がとられている」の次に「(令和7年4月1日まで)」を加える。
- ・凡例に「労基法 143③」及び「R2 労基法改正附則 2②、3」を加える。

2 給料

(1) 給料の決定 P 99

(改訂内容)

- ・④中、「降給」を「降号」に改める。

(2) 給料の決定 P 99

(改訂内容)

- ・凡例に「給与法 6②」を加える。

8 給料の調整額

(1) 概要 P 113

(改訂内容)

- ・「ただし、管理職手当の算定の基礎とはならない」を削る。

9 給与の支給

(1) 給与の支給方法 P 114

(改訂内容)

- ・②「給与期間の途中で」の次に「下記の事由により」を加え、「(下記事由)」を削る。
- ・②イ「給料」を「給料等の月額」に改める。

第2 諸手当

2 住居手当

(2) 支給要件と支給額 P 118

(改訂内容)

- ・表中、「※ 令和2年4月1日から適用(経過措置あり)[注4]」を削る。
- ・表中、適用除外職員中の「別棟であれば除かれない。」を「別棟の住宅を借り受けている場合は、賃貸契約書、家賃の支払書類、貸し主の家賃収入の税法上の取扱い書類等によ

- り十分確認できるときに限る。」に改める。
- ・[注4] 全文を削る。
 - ・[注4] 根拠規定中、「規則九一五四 11(R2. 4. 1 施行)」を削る。

3 通勤手当

(5) 支給単位期間の開始 P 1 2 0

(改訂内容)

- ・③本文中、「長期出張・休暇」の次に「欠勤」を追加する。

5 期末手当

(2) 支給要件と支給額 P 1 2 5

(改訂内容)

- ・(改訂内容)
- ・表中(支給額)、「127.5」を「120」に改める。
- ・表中(支給額)、「72.5」を「67.5」に改める。
- ・表中(支給額)、「役職段階別加算額の次の[注4]」を「[注3]」に改める。
- ・表中(支給額)、「令和3年4月1日」を「令和4年6月期」に改める。
- ・表の支給除外職員①f中、[注9]を追加する。
- ・表の支給除外職員②根拠規定中、「支給規則24③」を追加する。
- ・[注5] ②根拠規定中、「支給規則25④」を追加する。
- ・[注7] 根拠規定中、「支給規則24①VI」を追加する。

(4) 一時差止処分 P 1 2 5

(改訂内容)

- ・①根拠規定中、「給与法19の6」の次に「①②」を追加する。
- ・②根拠規定中、「給与法19の6③」を追加する。

6 勤勉手当

(2) 支給要件と支給額 P

(改訂内容)

- ・表の支給総額の限度中、「扶養手当」の次に[注1]を追加する。
- ・表の支給総額の限度中、「勤勉手当基礎額」を削る。
- ・表の支給除外職員①c中、「臨時又は」を削り、「非常勤職員」の次に「(給与法22の規定の適用を受ける職員)」を追加する。
- ・[注4] ①b中、「臨時又は」を削る。
- ・[注4] ①中「1」を「n」に、「a) ~k)」を「a) ~m)」に改め、根拠規定中「支給規則25②」を追加する。
- ・[注4] ①中、「1) 介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から～」を追加する。
- ・[注4] ①中、「m) 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間から～」を追加する。

- ・[注5] 令和2年度の次に「以降」を追加する。
- ・[注6] ②※中、「臨時」を削る。

7 地域手当

(3) 級地等の区分・支給割合 P 132

(改訂内容)

- ・1本文中、「調整」を「地域」に改める。

8 寒冷地手当

(2) 支給要件と支給額 P 133

(改訂内容)

- ・表の支給除外職員②中、「臨時又は」を削る。
- ・[注1] 根拠規定中、「昭 55.12.23」の次に「法第1条関係」を追加する。
- ・[注3] 根拠規定中、「昭 55.12.23」の次に「扶養親族について」を追加する。
- ・[注5] 根拠規定中、「寒冷地手当法 2③」の次に「I」を追加する。

9 時間外勤務手当

(2) 支給要件と支給額 P 135

(改訂内容)

- ・表の要件②中、「労働基準法」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例等」に改める。
- ・表の支給額※中、「再任用短時間勤務職員」の次に「育児短時間勤務職員」を追加する。
- ・表の支給額根拠規定中、「県給与条例 14⑥」、「労基法 37⑤」、「労基則 21」「県給与条例 14⑦」を追加する。
- ・表の支給額根拠規定中、「労基則 19④」を「労基則 19IV」に改める。
- ・[注4] 根拠規定中、「勤務時間法 13の2」を追加する。
- ・[注6] 3本文中、「なお、出張期間中に～対象とならない。」を「出張中の休日はその日に旅行する等の場合であっても、旅行中における物品の監視等別段の指示がある場合の外は休日労働とならない。」に改める。
- ・[注6] 根拠規定中、「給実甲 28 第 17 条関係」を追加する。
- ・[注6] 根拠規定中、「給実甲 28 第 16 条関係」の次に「2①」を追加する。

10 休日勤務手当

(2) 支給要件と支給額 P 137

(改訂内容)

- ・[注3] 4本文中、「午後 10 時から」の次に「翌日の」を追加する。
- ・表の支給額根拠規定中、「労基則 19④」を「労基則 19IV」に改める。
- ・表の支給額根拠規定中、「労基法 37⑤」、「労基則 21」を追加する。

1 1 夜間勤務手当

(2) 支給要件と支給額 P 1 3 9

(改訂内容)

- ・表の支給額根拠規定中、「労基則 19④」を「労基則 19IV」に改める。
- ・表の支給額根拠規定中、「労基法 37⑤」、「労基則 21」を追加する。

1 2 宿日直手当

(2) 支給要件と支給額 P 1 3 9

(改訂内容)

- ・表の支給額本文中、「1回 4,400円」の前に「普通宿日直勤務の場合」を追加する。
- ・表の支給額本文中、「又は」を「及び」に改める。
- ・「※医師の当直勤務の場合 1回 21,000円」を追加する。

1 3 管理職員特別勤務手当

(2) 支給要件と支給額 P 1 4 0

(改訂内容)

- ・表の要件本文中、「その他」の次に「の」を追加する。
- ・表の要件本文中、「午前5時までの間に」の次に「正規の勤務時間以外の時間に」を追加する。
- ・表の支給額本文中、「〇〇円」を「12,000円を超えない範囲内の額」に改める。

1 4 管理職手当

(2) 支給要件と支給額 P 1 4 2

(改訂内容)

- ・表の支給額根拠規定中、「別表 1、別表 2」を「別表 1～3」に改める。
- ・[注] 2ア中、「非常災害時等に～」を「風水害等による非常災害の場合に、これに対処するため時間外勤務した場合」に改める。

1 6 災害派遣手当等

(3) 支給手続等 P 1 4 4

(改訂内容)

- ・本文中、「支給する。」の次に「ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。」を追加する。
- ・本文中、「ただし、その」を「また、」に改める。

第 3 退職手当

(2) 支給対象 P 1 4 6

(改訂内容)

- ・①イ※b中「等」を削る。
- ・①イ※d中「等」を削る。
- ・③(イ)中、「前記」を削る。

(3) 支給額 P 1 4 6

(改訂内容)

- ・[注3]の場所を「勤続年数別支給率」の下に改める。
- ・[注1]本文中、「支給されない場合」の次に「若しくは育児短時間勤務」を追加する。
- ・[注3]表中(支給制限・特例)、「第4条の2第1項」を「退手条例4の2①」に改める。
- ・[注3]表下に、「※退職手当の基本額は、当分の間第3条から第4条の2の3までの規定により計算した額にそれぞれ83.7/100を乗じて得た額となる。」を追加する。
- ・[注3](4条退職)根拠規定中、「退手条例3」を「退手条例4」に改める。
- ・[注3](4条の2退職)根拠規定中、「退手条例4の2」を追加する。
- ・[注3]※根拠規定中、「退手条例10～12」を追加する。

(4) 返納 P 1 4 7

(改訂内容)

- ・①c本文中、「行為をしたと認めたとき。」の次に「[注]」を追加する。
- ・「[注1]上記(4)」を削り「①」の次に「及び②」を追加する。
- ・②根拠規定中、「退手条例13③」を削る。
- ・②根拠規定中、「退手条例13②」を追加する。
- ・[注2]を[注]改める。
- ・[注]根拠規定中、「退手条例13③」を追加する。

(5) 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付 P 1 4 7

(改訂内容)

- ・①本文中、「②から⑤までに」の前に「下記」を追加する。
- ・②本文中、「③から⑤までに」の前に「下記」を追加する。
- ・③根拠規定中、「退手条例15③」を追加する。

(7) 基礎額の退職区分 P 1 4 9

(改訂内容)

- ・表の該当者(3条退職)本文中、「及び」を「又は」に改める。
- ・表の該当者(4条退職)本文中、「25年未満勤続し、勤務公署～」を削る。
- ・表の該当者(4条の2退職)本文中、「職制若しくは定数の改廃若しくは～」を「法律又は条例による定数の減少若しくは組織の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者」に改める。
- ・表の該当者(4条の2退職)本文中、「若しくは勤務公署に移転により退職した者」を削る。
- ・表の該当者(4条の2退職)根拠規定中、「退手条例4に2」を追加する。

(8) 調整額 P 1 5 0

(改訂内容)

- ・①※、「職員の退職手当に関する条例案～」を削る。

(9) 在職期間 P 1 5 1

(改訂内容)

- ・ア本文中、「特別職は」の次に「職員となった日から起算して」を追加する。
- ・ア本文中、「整理退職の」を削る。

(10) 退職手当の基本額の特例 P 1 5 1

(改訂内容)

- ・ア本文中、「職制若しくは定数の改廃等に」を「法律又は条例による定数の減少若しくは組織の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることに」に改める。

(11) 特別の場合の退職手当 P 1 5 2

(改訂内容)

- ・ア本文中、予告を受けない「者」を「退職者」に改める。
- ・イ本文中、「定年若しくは勤務延長後に退職した者が～」を削る。

(12) 特別職の退職手当 P 1 2 3

(改訂内容)

- ・表中(区分)、「副市町村長」の次に「助役、副管理者」を追加する。

(13) 退職手当の支払いの差止め P 1 5 3

(改訂内容)

- ・③を④に改める。
- ・⑤本文中、「①又は②」の前に「組合長は」を追加する。
- ・⑤本文中、「cに該当する」の前に「⑤」を追加する。

(14) 時効 P 1 5 4

(改訂内容)

- ・本文中、「となる」を「によって消滅する」に改める。

IV 旅費

2 旅費の種類

(2) 日額旅費 P 1 5 7

(改訂内容)

- ・「支給要件」を統合し、「支給額の計算」を「一般業務の日額旅費」及び「研修等の日額旅費」に分けて内容を並び替える。

3 旅費の額

(1) 鉄道賃 P 1 5 8

(改訂内容)

- ・表「急行料金」の項中、例二つ目の解説を「A～D間は50 km以上であるが、一つの急行

- 券の有効区間はB～D間で50km未満となるため、急行料金は支給しない。」に改める。
- ・表中「座席指定料金」の項を加える。

(2) 船賃 P 1 5 9

(改訂内容)

- ・表中「座席指定料金」の項を加える。

4 旅費の計算

(9) 遺族の旅費 P 1 6 7

(改訂内容)

- ・「内国旅行中に死亡した場合に」を「内国旅行中に死亡し」に、「必要とされるため」「必要とされる場合、また、外国在勤の職員が死亡し、遺族がその居住地を出発して帰住した場合には、」に、「なお、」を「なお、前者は」に改める。
- ・根拠規定中「旅費法 45」を「旅費法 30、45」に改め、「旅費法 3②Ⅱ」を加える。

V 特別の規定に基づく任用

第1 再任用

2 再任用

(1) 再任用できる者 P 1 6 4

(改訂内容)

- ・③文中、「(再任用された後にこれに該当する場合を含む)」を削る。

(4) 条件付採用の適用除外 P 1 6 4

(改訂内容)

- ・根拠規定中、「地公法 28 の 5②」を追加する。

(7) 定数管理 P 1 6 5

(改訂内容)

- ・①本文中、「条例定数」を「定数条例」に改める。

3 給与

(1) 給与 P 1 6 5

(改訂内容)

- ・本文中、「職務級」を「職務給」に改める。

4 勤務時間・休暇

(3) 休暇 P 1 6 7

(改訂内容)

- ・①本文中、「若干異なる」を「下記に記載」に改める。
- ・②根拠規定中、「基発 150」の前に「昭 63. 3. 14」を追加する。
- ・②根拠規定中、「基発 150」の次に「39 条関係」を追加する。

第2 公益法人等への派遣

1 公益的法人等への職員の派遣の制度化

(2) 派遣の形態 P 169

(改訂内容)

- ・イ①本文中、「職員」を「地方公務員」に改める。
- ・根拠規定中、「通知平 12.7.12」を追加する。
- ・根拠規定中、「派遣法 1、2、10」の「2、10」を削り、それぞれ対応する箇所へ移動する。

2 職員派遣

(2) 職員派遣の業務 P 170

(改訂内容)

- ・根拠規定中、「通知平 12.7.12」を追加する。

(5) 給与支給 P 170

(改訂内容)

- ・本文中、「以下の場合には、条例で定めることにより～」を追加する。
- ・①本文中、「委託を受け手行う業務」の次に「(公共施設の管理～)」を追加する。
- ・①本文中、「共同して行う業務」の次に「(事業計画等に～)」を追加する。
- ・①本文中、「支援すると認められる業務」の次に「事務又は事業に～」を追加する。
- ・②本文中、「に条例で定めることにより、地方公共団体が～」以降を削る。
- ・根拠規定中、「通知平 12.7.12」を追加する。

(10) 職務復帰時の職員の処遇 P 170

(改訂内容)

- ・①根拠規定中、「通知平 12.7.12」を追加する。
- ・①イ根拠規定中、「規則九-八 44」を追加する。
- ・②本文中、「労働者の育児・介護休業法～」を「育児休業、介護休業育児又は家族介護を行う労働者の～」に改める。

(12) 災害補償 P 170

(改訂内容)

- ・根拠規定中、「通知平 12.7.12」を追加する。
- ・根拠規定中、「地公災法 2① I」を削る。

3 退職派遣

(2) 派遣職員の業務 P 173

(改訂内容)

- ・根拠規定中、「通知平 12.7.12」を追加する。

(7) 派遣手続き等 P 173

(改訂内容)

- ・根拠規定中、「通知平 12.7.12」を追加する。

(10) 再採用時の職員の処遇 P 173

(改訂内容)

- ・①根拠規定中、「通知平 12.7.12」を追加する。
- ・②根拠規定中、「通知平 12.7.12」を追加する。

4 その他の調整事項

(1) 定数上の取扱い P 176

(改訂内容)

- ・本文中、「定数」の次に「条例」を追加する。
- ・本文中、「退職派遣者は、地方公務員の身分を有していないことから～」を追加する。
- ・根拠規定中、「通知平 12.7.12」を追加する。

(3) 年次有給休暇の取扱い P 176

(改訂内容)

- ・イ本文中、「派遣法第 10 条第 1 項」を「派遣法第 10 条第 2 項」に改める。
- ・エ本文中、「派遣法第 10 条第 1 項」を「派遣法第 12 条第 1 項」に改める。

第3 一般職の任期付研究員

2 対象機関 P 178

(改訂内容)

- ・表中（その他の機関）、「施設内に」を削る。
- ・表中（その他の機関）、「県警」の次に「鑑識課」を追加する。

5 招へい研究型 P 179

(2) 採用 P 179

(改訂内容)

- ・①根拠規定中、「通知平 12.7.1」を追加する。

(5) 勤務条件 P 179

(改訂内容)

- ・2本文中、文頭に「勤務手当等の」を追加する。
- ・2本文中、「手当」の前に「扶養」、次に「等」を追加する。
- ・2本文中、「特に手当の形で」の前に「通勤手当等の」を追加する。
- ・表中（支給しない手当）、「俸給の調整額」を追加する。
- ・[注1] 根拠規定中、「通知平 12.7.1」を追加する。

6 若手研究員型

(5) 勤務条件 P 181

(改訂内容)

- ・[注] 根拠規定中、「通知平 12.7.1」を追加する。

第4 一般職の任期付職員

1 特定任期付職員及び一般任期付職員（第3条関係）

（1）採用 P183

（改訂内容）

- ・表中、「特定任期付職員」の次に「(第3条第1項の職員)」を追加する。
- ・表中、「一般任期付職員」の次に「(第3条第2項の職員)」を追加する。
- ・④本文中、「任期付研究員法第2条第1号に規定する～」を削る。

（5）勤務条件等 P183

（改訂内容）

- ・①根拠規定中、「通知平 14.6.14」を追加する。
- ・[注] 1①根拠規定中、「通知平 14.6.14」を追加する。
- ・②本文中、文頭に「勤務手当等の」を追加する。
- ・②本文中、「手当」の前に「扶養」、次に「等」を追加する。
- ・②本文中、「特に手当の形で」の前に「通勤手当等の」を追加する。
- ・②表中、「住居手当」の次に「勤勉手当」を追加する。
- ・②根拠規定中、「通知平 14.6.14」を追加する。
- ・③根拠規定中、「通知平 14.6.14」を追加する。

2 任期付職員の拡大（第4条関係）

（5）勤務条件等 P186

（改訂内容）

- ・①根拠規定中、「通知平 16.8.1」を削除する。
- ・①根拠規定中、「通知平 26.7.4」を追加する。

3 任期付短時間勤務職員（第5条関係）

（1）採用 P188

（改訂内容）

- ・※文頭、「任期付職員法（地公）5②における」を追加する。
- ・※根拠規定中、「通知平 16.8.1」を追加する。
- ・※根拠規定中、「通知平 26.7.4」を追加する。

（5）勤務条件等 P188

（改訂内容）

- ・根拠規定中、「通知平 16.8.1」を一部削る。

VI 職種による勤務条件の特例

第1 企業職員

1 企業職員

(3) 地方公務員法等の一部適用除外等 P 191

(改訂内容)

・注4中、「これを直接補佐する職」を「職制上これを直接に補佐する職」に改める。

2 企業職員の勤務条件等

(5) 福祉及び利益の保護 P 194

(改訂内容)

・(ア)中、「が違法である場合」を「に不服がある場合等」に改める。

第3 臨時職員・会計年度任用職員

1 任用と離職

(3) 地方公務員法等の一部適用除外等 P 198

(改訂内容)

・注3中、「使用された場合」を「使用されるに至った場合」に改める。

2 勤務条件

(1) 給与 P 199

(改訂内容)

・ア中、「考慮し、」の次に「条例に基づき」を加える。

(2) 勤務時間等 P 201

(改訂内容)

・イのb中、「※ 取得要件廃止のため、当該要件は廃止（令和4年4月1日施行予定）」及び「※ 取得要件緩和のため、子の出生後8週間以内に育児休業を取得しようとする場合は「子が1歳6ヶ月に達するまで」を「子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」に改正される予定（令和4年10月1日施行）」を加える。

・ウ中、「対象者の範囲」の次に「や有給・無給の扱い」を加える。